

愛知県立高等専門学校設置準備伴走型支援業務仕様書

1 業務名

愛知県立高等専門学校設置準備伴走型支援業務

2 目的

愛知県では、生産年齢人口の減少、DXやAIの急速な進展等、将来の社会・産業構造変化を見据え、即戦力となる「高度なものづくり人材」の育成を図るため、愛知県立高等専門学校（以下、「県立高専」という。）の設置に向けた準備を進めている。

本業務は、県立高専の設置のため、文部科学省への設置認可申請を行うにあたり、県立高専の組織体制や3つのポリシー、カリキュラムの整備等の検討・支援・助言を行うことを目的とする。

なお、県立高専の設置主体は、愛知県公立大学法人であることに留意すること。また、県立高専は最短で2029年度の開校を目指している。

3 契約期間

契約締結日から2027年3月31日（水）まで

4 業務内容

(1) 高等専門学校設置認可対応に関する事項

設置認可申請等に係る関係法令及び手続きに基づき、以下に掲げる事項を中心とした設置認可申請等に必要な事項に関する支援・助言及び申請書類の仮作成

- ア 設置認可に係る基本計画書策定に関する支援・助言
- イ 設置の趣旨及び必要性に関する支援・助言
- ウ 教育課程等に関する支援・助言
- エ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件に関する支援・助言
- オ 教員組織及び教員配置に関する支援・助言
- カ 教員個人調書に関する支援・助言
- キ 入学者選抜に関する支援・助言
- ク 高等専門学校の管理運営体制等に関する支援・助言
- ケ 学生の確保の見通し等に関する支援・助言
- コ 県立高専が養成する人材の社会的需要及び採用ニーズ等に関する調査・助言
- サ その他設置認可申請に関する支援・助言

(2) 県立高専の組織体制等の整備に関する事項

以下に掲げる事項を中心とした、県立高専における組織体制等の整備について、必要な事項に関する支援・助言

（本高専は、愛知県立愛知総合工科高等学校と併設することとなるため、当該高等学

校が提供する教育を分析し、併設することで発生しうる課題についても検討・支援・助言すること。)

- ア 学校組織体制の検討に関する支援・助言
 - イ 学校運営の3つのポリシー（「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」）の検討に関する支援・助言
 - ウ カリキュラムの検討に関する支援・助言
 - エ 教員の採用・確保等に関する支援・助言（「職位」に関する支援・助言も含む）
 - オ 労働基準法等の関係法令を踏まえた高等専門学校教員の勤務形態のあり方に関する支援・助言
 - カ 施設の管理・運用ルールの検討に関する支援・助言
 - キ 産業界との連携に関する支援・助言
 - ク 諸規程（県立高専の組織体制等に関すること）の検討に関する支援・助言
- (3) 全般・共通事項
- ア 県立高専の認可申請に関するスケジュールの策定及び進捗管理
 - イ 県立高専の認可申請に係る文部科学省対応に関する支援・助言
 - ウ 学校教育法や労働基準法等の解釈に関する支援・助言
 - エ 愛知県公立大学法人の中期目標及び中期計画に関する支援・助言
 - オ 県立高専設置による愛知県公立大学法人の体制・制度等に関する支援・助言

5 成果物

本業務の成果物は、以下のとおりとする。

- (1) 上記4に関する完了報告書（4(1)記載の仮作成した申請書類を含むものとする。）

提出期限：2027年3月31日（水）

部数：2部

- (2) その他本業務の遂行に伴う資料

提出期限、部数：隨時、県から指示する。

※ 提出時には、電子データを収めたDVD-R又はCD-Rを併せて提出する。

※ 電子データはMicrosoft 製Word又はExcelで編集可能なデータを原則とし、作図などで他のデータ形式を用いる場合には、県の了解を得るものとする。

6 委託料の支払い

事業完了後、精算払とする。

7 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、事前に県と十分に協議すること。また、契約期間中でも、本業務の進捗状況等を県へ逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。
- (2) 本業務は、大学等設置認可申請に係る関係法令及び申請手続きに基づいているため、

法令及び申請手続きの改正に伴い、新たな業務が必要となった場合には、別途協議のうえ進めること。

- (3) 本業務の実施に当たっては、県と受託者の間で週1回の定例会議を開催することとし、受託者は業務期間を通して丁寧な伴走支援に努めること。
- (4) 受託者は、本事業を円滑かつ効率的に推進するため、全体を統括する総括責任者を配置し、作業の進行管理及び県と連絡調整を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務を遂行するに当たって、県の意図及び目的を十分に理解した上で、業務内容に精通した者を適正な人数配置すること。
- (6) 本業務の実施に関して、契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、県立高専設置に向けた準備作業として当然に必要となる事項については、県の求めに応じて受託者が誠実に対応すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部又は一部について、県が承諾した場合を除き、第三者に委託することはできない。
- (8) 本業務は、受託者の有している知識に基づき行うものとし、本業務で知り得た情報については管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること（契約終了後も同様とする。）。
- (9) 本業務の遂行上必要な資料で、県が所有する提供可能な資料については貸与する。ただし、契約期間の終了後に速やかに返却すると共に、取扱に十分注意すること。
- (10) 業務全般において、他者の著作権等、知的所有権を侵害することのないよう十分に配慮し、許諾等が必要な場合は受託者の責によって手続きを行うこと。
- (11) 著作権をはじめ、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (12) 県が、契約翌年度も同様の業務を発注した場合で、その受託者が本業務の受託者と異なる場合は、契約年度の業務内容や成果について、新たな受託者へ適切に引き継ぐものとする。
- (13) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託者の協議により定めるものとする。